

平成20年 第4回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成20年2月21日（木）午前9時29分

場 所：教育委員会室

平成20年2月21日

東京都教育委員会第4回定例会

〈議 題〉

1 議 案

- 第16号議案 東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定
について
- 第17号議案 指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則の
制定について
- 第18号議案 平成19年度東京都指定文化財の指定等について
- 第19号議案 東京都教育委員会非常勤学芸員の設置に関する規則の制定につい
て
- 第20号議案 東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則の制定について
- 第21号議案 東京都公立学校長の任命について
- 第22号議案 平成20年度東京都公立学校長及び副校長の異動について
- 第23号議案 平成19年度指導力不足等教員の決定の解除等について
- 第24号議案 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

- (1) 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

委員 長	木 村 孟
委 員	内 館 牧 子
委 員	高 坂 節 三
委 員	竹 花 豊
委 員	瀬 古 利 彦
委 員	中 村 正 彦

事務局（説明員）	教育長（再掲）	中 村 正 彦
	総務部長	志 賀 敏 和
	学務部長	新 井 清 博
	人事部長	松 田 芳 和
	福利厚生部長	秦 正 博
	指導部長	岩 佐 哲 男
	生涯学習部長	皆 川 重 次
	特別支援教育推進担当部長	荒 屋 文 人
	人事企画担当部長	直 原 裕
	教育政策担当参事	石 原 清 志
	学校経営指導・都立高校改革推進担当参事	森 口 純
（書 記）	教育政策室政策担当課長	黒 崎 一 朗

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから平成20年第4回定例会を開会させていただきます。

まず取材・傍聴関係でございます。報道関係が産経新聞社外2社、合計3社、個人は20名の方からの傍聴の申込みがございました。許可してもよろしゅうございますか。

——〈異議なし〉——それでは、入室していただいでください。

なお、冒頭、カメラ撮影がありますので、よろしく申し上げます。

会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人でございますが、竹花委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

前々回の会議録

【委員長】 前々回1月24日、第2回定例会の会議録につきましては、先にお配りいたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認を賜りたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、第2回定例会の会議録については御承認いただきました。

前回2月14日、第3回定例会の会議録につきましては、後日お送りいたしますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認を賜りたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題等のうち、第21号議案から第24号議案及び報告事項（1）につきましては人事等に関する案件でございますので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件につきましては非公開とさせていただきます。

議 案

第16号議案 東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について

【委員長】 第16号議案、東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について、説明を福利厚生部長、よろしくお願いいたします。

【福利厚生部長】 議案の内容の説明に入る前に、簡単にこれまでの福利住宅を巡る検討経緯等につきまして、報告させていただきます。

東京都教育委員会では、住宅管理規則に基づき教職員住宅を設置し、第1号住宅、第2号住宅及び第3号住宅に区分の上、管理運営を行っております。

第1号住宅は、職務の執行上、一定の場所に居住する必要がある者の居住の用に供するもので、具体的には公舎、職務住宅といい、現在は都立久留米養護学校と都立小笠原高等学校に公舎が二つ、21戸ございます。

第2号住宅は、島しょ等のへき遠な場所に勤務する者の用に供するもので、準職務住宅と申します。現在、57住宅708戸ございます。

第3号住宅は、現に住宅に困窮している者の居住の用に供するもので、福利住宅と申します。現在、7住宅238戸ございます。

今回の規則改正の対象は、都立久留米養護学校の公舎と福利住宅にかかわるものがございます。

さて、福利住宅でございますが、平成15年1月に第1次廃止計画を策定いたしました。この計画により、平成14年度から平成18年度の5年間に、前倒しも含め、20住宅491戸を廃止しております。その後、平成18年2月に、平成19年度以降廃止する住宅につきまして、入居状況及び建物状況を勘案し、第2次廃止計画を策定しました。今年度廃止の3住宅74戸を含め、平成26年度までには全廃する予定でございます。

なお、島しょ帰任者、赴任者及び他県からの人事交流者への対応としまして、平成21年度から、現在、福利住宅であります武蔵小金井住宅18戸を準職務住宅に区分変更し、活用していく予定でございます。その結果、平成20年度末には、福利住宅は4住

宅174戸ということになります。

それでは、議案内容の説明に入ります。

まず、1の改正の理由でございますが、職員住宅の廃止等に伴い、職員住宅管理規則の一部を改正するものでございます。

2の改正概要でございますが、江戸川（新川）住宅及び日野住宅の廃止に伴い、規則の別表第1から名称及び位置を削るものでございます。

もう1点は、東京都立学校設置条例及び東京都立学校の管理運営に関する規則の改正に伴い、別表第1の東京都立久留米養護学校公舎の名称を変更し、別表第2の同公舎の区分及び入居資格要件を変更するものでございます。

3の施行日でございますが、平成20年4月1日でございます。

まず、廃止する住宅は、2住宅でございます。先ほど今年度3住宅廃止すると申し上げましたが、既に大田区の蓮沼住宅1住宅につきましては、昨年11月1日付けで廃止しております。したがって、今回は2件でございます。住宅の概要につきましては、資料の参考のとおりでございます。廃止する2住宅46戸は、平成18年2月に策定した第2次廃止計画に基づき廃止するものでございます。

江戸川（新川）住宅でございますが、鉄筋コンクリート造3階建、2棟、34戸でございます。今後は、平成20年度に建物解体の実施設計を行い、平成21年度に建物を解体し、その後、敷地につきましては財務局へ引継ぐ予定でございます。なお、現在のところ、地元の江戸川区が土地だけは希望したいとの申し出があるようでございます。

日野住宅でございますが、こちらは鉄筋コンクリート造3階建、1棟、12戸でございます。今後は、建物、土地ともに財務局へ引継ぎを行い、その後、警視庁へ所管換えされる予定でございます。

次に、東京都立学校設置条例の改正に伴い、養護学校の名称が特別支援学校へ変更になるため、都立久留米養護学校公舎の名称等を変更するものであります。また、東京都立学校の管理運営に関する規則の改正に伴い、教頭が副校長へ変更になるため、入居資格要件の一部を変更するものでございます。

なお、新旧対照表につきましては、別紙のとおりですので御参照いただければと思います。

以上で第16号議案の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの御説明に対しまして、何か御意見、御質問ございますか。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件につきましては、原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。

第17号議案 指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則
の制定について

【委員長】 第17号議案、指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則の制定について、説明を人事部長、よろしくお願いいたします。

【人事部長】 第17号議案について御説明いたします。指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則の制定をお願いするものです。

今回、改正する理由でございますが、平成19年6月に教育公務員特例法の改正がございまして、この中で、児童・生徒等に対する指導が不適切な、いわゆる指導力不足等の教員につきまして、その指導の改善を図るために必要な研修を実施することが義務付けられ、平成20年4月1日から施行されることになりましたので、都教育委員会といたしましても、法改正の趣旨に沿った規定の整備が必要であるということでございます。

指導力不足等教員の取扱いについては、従来、都におきましては、平成9年度以降、要綱を定めて指導力ステップアップ研修を実施してきており、平成13年度からは、指導力不足等教員の取扱いに関する規則を設け、運用してきているところでございます。

次に、改正の概要でございますが、3点ございます。一つは、現行の指導力不足等教員に対する研修、指導力ステップアップ研修を教育公務員特例法上の指導改善研修として位置付けるものでございます。

2点目は、同法の規定に基づきまして、指導力不足等教員の認定等に際して、児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び都内に居住する保護者である者の

意見聴取を行う旨を規定するものであります。従来、決定の解除の判定に当たりまして、都におきましては、大学教授、医師、弁護士の学識経験者の意見を聞いておりましたが、今回、これを認定時にも行うということと、新たに保護者の意見聴取も行うということになります。

3点目は、都立高等専門学校の独立行政法人化などの規定整備を行うものでございます。

なお、現在の都における今年度の指導力不足等教員の決定等に関する解除などにつきましては、改めて御説明をさせていただきます。

議案の説明としては以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの御説明に対しまして、何か御意見、御質問ございますか。

最後の都立高等専門学校の独立行政法人化というのはどういうことですか。

【人事部長】 都立高等専門学校を公立大学法人首都大学東京へ移管することになりますので、そのための規定の文言の整備でございます。

【委員長】 分かりました。

よろしゅうございますか。――〈異議なし〉――それでは、この件につきまして、原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。

第18号議案 平成19年度東京都指定文化財の指定等について

【委員長】 第18号議案、平成19年度東京都指定文化財の指定等について、説明を生涯学習部長、よろしくお願いいたします。

【生涯学習部長】 平成19年度東京都指定文化財の指定等についてでございます。

本件は、昨年12月13日の教育委員会で、東京都文化財保護審議会に諮問することについて御決定いただいたものでございます。都の指定文化財の指定や解除を行う場合には、東京都文化財保護条例第49条により、あらかじめ東京都文化財保護審議会に諮問しなければならないと規定されております。東京都文化財保護審議会に12月18日に諮問し、2月5日まで審議をいたしまして、諮問した11件につきまして、諮問どおり

意見の一致を見たということで答申をいただいたものでございます。

概要につきましては、諮問の御決定をいただく際に内容を説明しておりますので、今日は四つほど御説明させていただきます。

まず、「新たに指定するもの」でございます。これは、狛江市和泉遺跡出土和泉式土器という名称のもので、昭和14年、狛江市の和泉遺跡から出土した土器でございます。古墳時代中期の土器型形式、和泉式と標識とされ、考古学史的に重要であるということで、有形文化財（考古資料）と指定するものでございます。

次に、「既に指定しているものに建物及び土地を追加し、名称を変更するもの」でございます。名称は旧前田侯爵家駒場本邸でございます。目黒区立駒場公園内に旧加賀藩主の邸宅が残されております。昭和初期に住居施設として洋館が、迎賓施設として和館が建設され、それで構成された大規模な邸宅でございます。洋館につきましては、平成3年に有形文化財に指定されておりますが、今回は、東京都に現存する近代の上流階級の大邸宅として、その全体像を知り得る極めて重要な遺構であり、学術上価値が高いので、和館・土地等を追加し、駒場本邸として指定するというものでございます。

次に、「既に指定しているものの種別及び名称を変更するもの」でございます。小野蘭山墓及び墓誌でございます。小野蘭山は江戸中期・後期の本草学者でございますが、これまで旧跡として指定されておりましたが、蘭山の事跡を記した墓石の価値が非常に高いということと、新たに発見された墓誌銘の資料的な価値が高いということで、歴史資料として保存活用を図るものでございます。

次に、「指定を解除するもの」でございます。坪内逍遥宅址・文芸協会演劇研究所址でございます。昭和27年に指定されたものです。旧跡につきましては、過去に指定されたものが多く、その後も指定内容の調査が進み、指定内容の再確認作業が進んでおります。これもそうした一連の動きの中で改めるもので、旧跡とされた部分が、現在道路用地や更地となっており、遺構等が遺存していないということで、解除するものでございます。

説明は以上になりますが、答申があった文化財については、答申のとおり指定等を行いたいと思います。

なお、今後の日程ですが、本件を決定いただきました後は、東京都公報により告示する予定でございます。

以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの御説明に対しまして、何か御意見、御質問ございますか。

【委員】 坪内逍遥宅址が影も形もなくなっているということで、指定解除することなのですが、指定をしたものを保存することに対してのルールは別に何もありませんか。ということは、坪内家が売ると言えば、それを規制するものはない、ということですか。

【生涯学習部長】 経過をお話いたしますと、元々文芸協会が所有していましたが、坪内の死後に個人に所有が移ったようです。個人に移ったために、その後、土地の売買や改変を行ってしまった。昭和30年に条例改正がありましたが、当時の指定は、そこまで規制がしっかりしていなかったのだらうと思います。

【委員】 条例改正の後、今はどうなっているのですか。

【生涯学習部長】 今は、基本的には指定した後は、管理者が保護することになります。行政もそれを支えるということで、保存と活用が前提にあります。

【委員長】 これらの候補はどういうシステムで選ばれてくるのですか。先日ある県で、当然、文化財として指定されていなければいけないものが指定されていないなどという事例が随分あるように聞いたのですが、東京都の場合はどうなっていますか。

【計画課長】 基本的に指定候補につきましては、教育庁の学芸員がそれぞれ調査して、選定しております。その中で、指定に至るためには、所有者の同意が得られそうかどうか、区市町村教育委員会からの推薦があるかどうか、あるいは、例えば今回の小野蘭山の墓ですと、新たに発見されたということで、都の指定にふさわしいような状況になったというような状況を把握しながら、諮問についての案を出させていただいたということでございます。

【委員長】 ありがとうございます。分かりました。

いかがでございましょうか。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見ございますか。よろしゅうございますか。――〈異議なし〉――それでは、この件に

についても、原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。

第19号議案 東京都教育委員会非常勤学芸員の設置に関する規則の制定について

【委員長】 第19号議案、東京都教育委員会非常勤学芸員の設置に関する規則の制定について、説明を生涯学習部長、よろしくお願いたします。

【生涯学習部長】 東京都教育委員会非常勤学芸員の設置に関する規則の制定でございます。

制定の理由ですが、文化財保護行政に対する専門性の向上、効率的・効果的な執行体制確立のために、東京都教育委員会非常勤学芸員を設置するものでございます。

制定の背景について御説明いたします。

まず、平成20年度組織及び職員定数方針が総務局長通知として出されております。ここでは、引き続き職員定数の削減を行っていくこととし、民間委託や非常勤職員、人材派遣の積極的な活用を図るとしてございます。

こうした方針の下に、学芸員が今年度末2名定年退職することに伴い、非常勤学芸員の採用が必要になったものでございます。

学芸員の主な職務と専門知識・経験の必要性ということにつきましては、例えば、学芸員には文化財所有者等に対する保存修理、環境整備への指導・助言という仕事がありますが、この職務を行うには、文化財の持つ由来や特徴、重要性に対する価値などを理解して、復元を図るための専門的な知識を有することが必要となっております。このように専門的知識や経験を必要とするということでございます。

こうした知識等を持った職員を非常勤職員で採用することのメリットとしては、多様な専門性を確保し、柔軟に対応することが可能になるということや、即戦力として活用できるという点がございます。

そこで、体制の移行ですが、平成19年度定数は、文化財保護係2名、埋蔵文化財係4名となっておりますが、このうちの2名が退職いたしまして、平成20年度の定数は、常勤が文化財保護係1名と埋蔵文化財係3名となり、非常勤職員を2名ずつ4名確保

するというものでございます。非常勤職員により柔軟な対応、即戦力が期待できることから、非常勤学芸員を設置し、その体制を構築していきたいというものでございます。

では、規則の概要について御説明いたします。全体では9条の構成となる規則ですが、中心となる三つの条文について御説明いたします。

まず職務ですが、非常勤学芸員は、文化財保護に関する調査並びに文化財保護に必要な事項の指導及び助言に関する事務を行います。

任命ですが、博物館法第5条第1項に規定する学芸員の資格を有する者ということでございます。

任期は、1年以内、ただし、再任ができるということでございます。

施行は、平成20年4月1日を予定しております。本規則を制定していただき、4月からの体制に臨みたいと思います。

以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの御説明に対しまして、何か御意見、御質問ございますか。

これだけの人数で足りるのですか。

【生涯学習部長】 人数は業務量との関係がございますが、新規採用でこの経験を積んでいくということになりますと、限られた人数の中ではどうしてもローテーションが難しいとか、育成に時間がかかるということがありますが、非常勤職員であれば多様な専門知識を有する人を採用できますので、是非この人数でやっていきたいと思っております。

【委員】 常勤の人は1名ずつ減るのですね。非常勤が2名ずつで、1名ずつは今年度に定年退職される方が非常勤になり、あとの2名は以前に学芸員をしておられて、定年退職でおやめになった人から採用するのですか。採用基準はどうなっていますか。

【生涯学習部長】 採用は、基本的には都を定年退職した職員ということではなく、外部から選考したいと思っています。

【委員長】 よろしゅうございましょうか。――〈異議なし〉――それでは、この件につきましても、原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。

す。

第20号議案 東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則の制定について

【委員長】 第20号議案、東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則の制定について、説明を教育政策担当参事、よろしくお願いいたします。

【教育政策担当参事】 第20号議案、東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則の制定について、説明をさせていただきます。

本規則改正は、平成20年度の組織改正に伴うものでございます。主な改正内容は3点でございます。

1点目は、現学務部の義務教育部門を現生涯学習部へ移管することに伴い、「学務部」を廃止し、新たに「都立学校教育部」を設置するとともに、「学務部義務教育特別支援教育課」を「都立学校教育部特別支援教育課」といたします。

2点目は、「生涯学習部」を廃止いたしまして、新たに「地域教育支援部」を設置するものでございます。「地域教育支援部」には、「管理課」、「義務教育課」、「生涯学習課」の3課を設置いたします。

3点目は、福利厚生部の組織見直しに伴い、「福利課」、「厚生課」、「給付課」の3課を廃止し、新たに「福利厚生課」、「給付貸付課」の2課を設置いたします。

施行期日は、平成20年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの御説明に対しまして、何か御意見、御質問ございますか。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件につきましても、原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。

参 考 日 程

- (1) 定例教育委員会の開催

3月 4日（火）午前10時

教育委員会室

3月27日（木）午前10時

教育委員会室

【委員長】 今後の日程について、政策担当課長からよろしくお願ひいたします。

【政策担当課長】 定例教育委員会の開催でございますが、次回は3月4日火曜日、午前10時から教育委員会室にて予定しております。次々回でございますが、3月27日木曜日、午前10時から教育委員会室にて予定しております。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、引き続き非公開の審議に入ります。

（午前10時01分）